



## 大規模災害発災時における四国支部 団体会員相互の支援活動に関する協定

一般社団法人日本電設工業協会四国支部に所属する一般社団法人 徳島県設備業協会と一般社団法人 高知県設備協会と一般社団法人 愛媛県電設業協会及び一般社団法人 香川県電気工事業協会（以下「団体会員等」という。）は、大規模な地震、津波、風水害等（以下「大規模災害」という。）が発生した時に、その発災地に所在する団体会員の求めに応じて支援活動を円滑かつ効率よく実施するために、一般社団法人 日本電設工業協会四国支部を核として次の協定を締結する。

### (目 的)

第1条 この協定は、四国内に大規模災害が発生した時、その発災県域に所在する団体会員が各県と締結している防災協定の責務に充分応えられないと判断した時、その団体会員の求めに応じて支援活動をする他県域の団体会員がその活動を円滑かつ効率よく実施することを目的とする。

### (大規模災害の定義)

第2条 この協定の大規模災害とは、各県が認定した広域的かつ甚大な災害をいう。

### (相互支援要請)

第3条 大規模災害が発災した場合に、発災県域に所在する団体会員は、発災県域外の団体会員に支援を要請することができる。支援要請は、一般社団法人 日本電設工業協会四国支部を通じて行うものとし、相互に要請できる。

2. 支援要請をうけた団体会員は、特別の理由がない限り協力するものとする。
3. 支援要請をうけた団体会員は、その所属する会員企業に遅滞なく出動を要請するものとする。

(団体会員の行うべき平常時の準備)

第4条 団体会員は、大規模災害発生時の支援要請に対して、それぞれの地域で締結している防災協定に準拠して、遅滞なく出動するため、次にあげる項目について整備し、把握するものとする。

- (1) 所属する会員の支援・連絡体制
- (2) 所属する会員等からの情報収集体制
- (3) 出動可能な資材、機材、技術者、技能者の実態把握

(支援内容)

第5条 支援内容は、支援出動を要請する団体会員が各県と締結している防災協定に準拠したものとする。

(有効期間)

第6条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、文書による終了の意思表示がない限り、この効力を継続する。

(情報共有)

第7条 各団体会員は、それぞれが締結している各県との防災協定の写しを配布、保管してその内容を共有すると共に、その内容に改正がある場合は遅滞なく報告する。

(協 議)

第8条 この協定に定めのない事項およびこの協定に関して疑義が生じた時は、その都度、協議して定める。

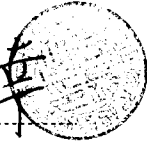
この協定締結の証として、本書5通を作成し、署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成25年 9月12日

一般社団法人 徳島県設備業協会

会長

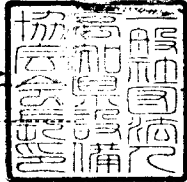
栗本利幸



一般社団法人 高知県設備協会

会長

北川 珠



一般社団法人 愛媛県電設業協会

会長

小関真博



一般社団法人 香川県電気工事業協会

会長

小地真人



一般社団法人 日本電設工業協会四国支部

支部長

武井邦夫

